令和4年3月18日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、性別や職務上の権力・地位にかかわらず、全ての職員が互いの人権を尊重することにより、健全で快適な職場環境を確保するため、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント(以下これらを「ハラスメント」という。)の防止等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) セクシュアル・ハラスメント 職場における職員の意に反する性的な言動に対する職員の対応によって、当該職員に係る勤務条件等につき不利益を与えること 又は職場における職員の意に反する性的な言動により職員の職場環境を悪化させ る言動をいう。
 - (2) パワー・ハラスメント 職務上の地位や人間関係など職務に関する優越的な関係を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる言動をいう。
 - (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児休業等を理由として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に違反する不利益等を与え、又は人格、尊厳等を侵害する行動をいう。
 - (4) 職員 特別職及び一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に定める会計年度任用職員を含む。)をいう。
 - (5) 職場 通常勤務の場所、出張の途中及び出張先、勤務時間外の実質的に職場の延長と認められる会席その他職務に関連する場所をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、良好な職場環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が 生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員の責務)

- 第4条 職員は、互いの人格を尊重しあい、ハラスメントに関する言動に十分に留意し、ハラスメントのない健全な職場環境の維持及び確立に努めなければならない。
- 2 職員は、職場がハラスメント防止に関する研修、その他ハラスメント防止のために必要な措置を講ずる場合には、これに協力しなければならない。

(相談窓口の設置)

- 第5条 ハラスメントに関する相談、苦情等に対応するため、相談窓口を担当する職員(以下「窓口担当」という。)を設置する。
- 2 窓口担当は、庶務係長その他別に定める職員を充てる。
- 3 ハラスメントを受けた職員は、窓口担当に申し出るものとする。この場合において、被害を受けた当事者以外の職員であってその事実を直接知るものは、窓口担当に申し出ることができる。
- 4 前項に掲げる場合のほか、ハラスメントの発生のおそれがあると認める職員は、 窓口担当に相談をすることができる。
- 5 窓口担当は、第3項及び前項の規定による申出又は相談(以下「申出等」という。)を受けたときは、当該ハラスメントを受けている職員及びその関係人から事情を聴取し、苦情処理に当たるものとする。
- 6 窓口担当は、申出等を受けたときは、複数の職員により調査を行い、ハラスメント相談受付票(別記様式)に事実関係を記録しなければならない。

(相談窓口の業務)

- 第6条 相談窓口の業務は、次のとおりとする。
 - (1) ハラスメントに関する苦情又は相談の受付
 - (2) 苦情又は相談事案の事実関係の確認
 - (3) 職員に対するハラスメント防止に関する意識の啓発のための研修等の実施
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める業務

(事案処理委員会の設置)

- 第7条 ハラスメントに関する苦情について調査及び審議を行い、公正な処理を図る ため、ハラスメント事案処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員は、事務局長、事務局次長その他職員のうちから企業長が必要と認める者とし、必要に応じて外部の専門家及び識見者を加えることができる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、事務局長を充て、副委員長は、 委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長を代理する。
- 6 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 7 委員会の庶務は、庶務係において処理する。

(委員の除斥)

- 第8条 委員は、申出等の当事者であるときは、その職務の執行から除斥される。
- 2 前項に規定する除斥の原因があるときは、委員会は、職権又は申立てにより、除 斥の決定をする。

(委員会の開催等)

第9条 窓口担当は、委員会で処理することが適当と認めたとき又は申出等をした職員が委員会での処理を求めたときは、速やかに委員会の開催を要求しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により委員会の開催の要求があったときは、関係者による 事情聴取を行うなど事実関係についての適切な調査活動を行い、遅滞なく事案の処 理方針を決定しなければならない。
- 3 委員会は、事実関係の調査及び処理方針の審議が終了したときは、その結果を速 やかに企業長に報告するものとする。

(プライバシーの保護等)

第10条 ハラスメントに関する申出等を担当する職員及び委員は、申出等をした職員その他の関係人(以下「申出人等」という。)に係る個人情報及びプライバシーの保護に努め、申出人等が申出等をしたことにより不利益を被らないよう留意しなければならない。

(再発防止の義務)

第11条 委員長は、ハラスメントの事案が生じたときは、ハラスメント防止に関する研修の実施、事案発生の原因の分析その他再発防止のために適切な再発防止策を 講じなければならない。

(懲戒)

第12条 ハラスメントを行った職員には、長野県上伊那広域水道用水企業団職員の 懲戒処分等の指針(平成25年通達第1号)に定める懲戒処分その他必要な措置を 講ずるものとする。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附則

この訓令は、令和4年3月18日から施行する。

ハラスメント相談受付票

相談日時	年 相談方法:	月 日(面談 電) 時 分~ 話 メール	時 分
相談者	氏名		所属	連絡先
相談担当者				
		相談	n 容	
発生日時	年	月 日() 時頃	
場所				
対象者	氏名		所属	
相談内容				
既に誰かに 相談してい るか	相談者氏名		所属	
その他	要望など			
今後の対応				

事務局長	事務局次長	庶務係長